

わいせつな行為根絶のための特別対策の取組について

教育政策課

I 自己分析支援チェックシートの導入等について

1 チェックシートの目的

- ・ わいせつ行為は、個人の内面に深くかかわり、他人が踏み込みにくいことや依存症とも考えられることから、自ら気づき、自ら行動させ、自らを守ることを目的
- ・ 平成 28 年 10 月 26 日に策定した「わいせつな行為根絶のための特別対策」のうち、「自己分析支援チェックシートの導入」と「チェックシートと連動した相談窓口の整備」を実施

2 チェックシートの作成者と完成予定

チェックシート作成を依頼した者	完成予定
・ NPO 法人性犯罪被害者の処遇制度を考える会 性障害専門医療センター (SOMEC) 代表理事 福井裕輝 (医師)	平成 29 年 11 月中旬
・ 大阪大学大学院 教授 藤岡淳子 (臨床心理士) ・ 大阪府青少年・地域安全室 社会復帰支援員 奥田剛士 (臨床心理士) ・ 常葉大学大学院 非常勤講師 今井由樹子 (臨床心理士)	平成 30 年 3 月下旬

3 性障害専門医療センター作成のチェックシート

(1) 内容

- ① 質問数：6 問
- ② 選択肢：3 つ (2 点：とてもそう思う、1 点：そう思う、0 点：そう思わない)

(2) 運用

- ① 対象者
 - ・ 県内公立学校全教職員 (管理職、講師、事務職員も含む)
 - ・ 県教育委員会事務局等職員 (行政職員も含む)
- ② 活用：各学校の非違行為防止研修会 (校内研修会) で実施
- ③ 実施周期：毎年 1 回
- ④ チェックシート回収有無：無
 - ・ 相談機関へ相談した方がよい点数に該当した場合、自分自身で相談機関に電話
 - ・ チェックシート結果について、管理職及び県教育委員会は一切関与しない

(3) 相談機関

一般社団法人男女問題解決支援センター (初回の相談は無料)

(4) スケジュール

月日	内容
11 月 9 日 (木)	記者会見 (県教委・福井氏との共同会見)
11 月中旬	通知発出 (県立学校・市町村教委)
年内	各学校で実施

Ⅱ 「非違行為の根絶に向けて」（懲戒処分等の事例集）の改訂について

1 経過

- ・ 県教育委員会では、平成 25 年 7 月から「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」を策定し、平成 26 年 3 月に校内研修等で活用するための事例集を作成
- ・ 昨年度、教職員によるわいせつな行為事案が多く発生し、児童・生徒や保護者をはじめとする県民の学校教育に対する信頼が大きく揺らいだため、平成 28 年 10 月 26 日「わいせつな行為根絶のための特別対策を策定し、そのうちの「専門家の監修による研修テキスト作成や事例集の改訂」を実施

2 改訂内容

- ・ 事例集全般を通して、大阪大学藤岡淳子教授をはじめとする専門家の意見を踏まえて改訂
- ・ 近年、本県においては、体罰や兼職兼業などの不祥事案が発生しているため、新たに懲戒処分の事例を追加
- ・ 非違行為前の怪しい言動等を周囲の教職員が鋭敏に察知し、本人への声掛けや同僚、校長に相談するなど、全教職員が非違行為防止のために行動できるよう、ワークショップのための演習事例を新設

（1）新たな事例の追加【5 事例】

- ① わいせつな行為（学校内の研究室を使用した盗撮事例）
- ② 暴言等（部活動における暴言等事例）
- ③ 兼職兼業（水泳のコーチとして報酬を得ていた事例）
- ④ パワーハラスメント（新任教師を大声で怒鳴る等の叱責事例）
- ⑤ ソーシャルメディア（生徒の答案公開や保護者の誹謗中傷事例）

（2）懲戒処分事案の詳細な経緯等の追加【1 事例】

- ・ 昨年度、教職員によるわいせつな行為事案が多く発生したため、わいせつな行為事案の経緯等を追加

（3）ワークショップのための演習事例（わいせつな行為と体罰）の新設【6 事例】

- ・ わいせつな行為や体罰が起きそうな場面のロールプレイを通して、当事者として、また、周りで見ている立場として、児童・生徒・同僚・校長への対応の仕方を身に付ける

わいせつな行為根絶のための特別対策

平成 28 年 10 月 26 日
長野県教育委員会

平成 25 年 7 月から実施している「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に加え、今回新たに、わいせつな行為根絶のための特別対策を策定し、迅速かつ重点的に取り組む。なお、この対策は、必要に応じて随時追加・見直しを行い、継続的に実施していく。

1 校内研修の充実・改善（対象者数：全教職員約 18,000 人）

- (1) 研修を行う際、小グループでのワークショップ形式を必ず組み込むことにより、同僚との対話を通じて自分自身を率直に出し合い、自己を認識することや他者を理解する力を養う。
- (2) 相談しやすい環境をつくるため、同世代や同性のグループで研修を行う。

2 校外研修の充実・改善（約 2,800 人／年）

一人ひとりが自分ごととするため、ライフステージ別研修にワークショップ形式を組み込むとともに専門家による研修を導入する。

※ ライフステージ別の対象教職員数：初任者研修 約 450 人、5 年経験者研修 約 350 人、
10 年経験者研修 約 300 人、キャリアアップ研修 約 300 人、
管理職研修 約 1,400 人

3 専門家の監修による研修テキスト作成や事例集の改訂

一人ひとりの心に響く効果的な研修とするため、テキスト等をリニューアルする。

4 自己分析支援チェックシートの導入（全教職員）

自分が陥りやすい危険性を理解し、防止に向け自ら行動するため、専門家監修のわいせつ行為に対する自己分析支援チェックシートを作成する。

5 チェックシートと連動した相談窓口の整備

チェックシート結果により相談が必要となった者が未然防止のためのアドバイス等を受けるため、内外の相談機関と連携を図り相談先の提供を行う。

6 採用前におけるわいせつ行為防止研修（約 450 人／年）

わいせつな行為は、被害者の人権を傷つけることはもとより、自分の身分や家族、社会に与える影響が重大であることを理解させるため、採用予定者に対して任用前に事例を用いて具体的に説明する。（学生気分との決別、社会人となる責任の大きさを認識させる。）

7 教員養成大学と連携して法令遵守の意識を養う講習の検討

教員を目指す学生の規範意識を養うため、県教育委員会の教職員等が講師となって講習を行う。